様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　２０２５年　４月　１５日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃ　さがわあそしえーつ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社Sagawa Associates  （ふりがな） さがわ　ようすけ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 佐川　洋介  住所　〒１０１－００５４  東京都千代田区神田錦町２－１－５  法人番号　9010001219786  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社概要 | | 公表日 | ２０２３年　２月　２日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 会社概要『経済産業省のDX推進企業』  <https://s-associates.co.jp/about/> | | 記載内容抜粋 | 今後ビジネスの主戦場はますますデジタル世界に移行していく。  にもかかわらず、未だにアナログ媒体で情報交換を行なっている企業が少なくない。アナログな情報交換過程で生じる間接業務が生産性悪化を招いている。  間接業務のクラウド化・オートメーション化を図ることで、サービス供給者需給者双方にとってスマートなコミュニケーション機会を構築し、勝機を逸しないよう提言を行なう。クライアント企業の競争力を強化し、ひいては経済を活性化させる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 現在、代表一名のみなので、代表判断が最高意思決定機関。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社概要 | | 公表日 | ２０２３年　２月　２日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 会社概要『経済産業省のDX推進企業』  <https://s-associates.co.jp/about/> | | 記載内容抜粋 | 既にリリースされている情報処理に優れた、SFA、CRM、それらシステムを統括するビジネスチャットアプリを活用し、クライアント企業への支援品質を高める。特に、クライアント企業の営業力を強化するため、クライアントと顧客との会話などコミュニケーション内容を分析することで、的確なタイミングで最適のアクション実行を促す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 現在、代表一名のみなので、代表判断が最高意思決定機関。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社概要『経済産業省のDX推進企業』  <https://s-associates.co.jp/about/> | | 記載内容抜粋 | クライアント企業にも、自社と共通の情報処理ソフトを活用してもらうことで情報の一元管理を行なう。活用についての人材育成、導入支援も行なう。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社概要『経済産業省のDX推進企業』  <https://s-associates.co.jp/about/> | | 記載内容抜粋 | オフィスに居なくてもシステムで情報処理が出来るようスマートフォンにアプリをダウンロードする。  最新技術の活用を苦手とするメンバーから順に育成し、当該者を他メンバーの教育担当者として位置づけ浸透を図る。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社概要 | | 公表日 | ２０２３年　２月　２日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 会社概要『経済産業省のDX推進企業』  <https://s-associates.co.jp/about/> | | 記載内容抜粋 | 対前年度売上比5％予算投下、クライアント導入率を高める。導入可否による成約率、リードタイム及び工数の多寡を指標とする。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２３年　２月　２日 | | 発信方法 | 会社概要『経済産業省のDX推進企業』  <https://s-associates.co.jp/about/> | | 発信内容 | 代表取締役佐川洋介より、自社ホームページ上に以下の内容を明記。  ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用し、競争優位確立を手伝う。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年　３月９日実施済み | | 実施内容 | 自己診断の入力サイトからの提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年　２月頃　～　２０２５年　３月頃 | | 実施内容 | PCには生体認証をかけることとする。  情報漏洩及びPCウィルス感染の防止を目的とし、四半期ごとに、経営者がウイルスバスター等のソフトウェアにてチェックを行なう。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。